

議案第 85 号

小松島市競輪事業臨時従事員の給与等に関する条例の一部を改正
する条例について

小松島市競輪事業臨時従事員の給与等に関する条例（令和元年小松島
市条例第 30 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 5 年 9 月 4 日提出

小松島市長 中山 俊 雄

小松島市競輪事業臨時従事員の給与等に関する条例の一部を改正する
条例

小松島市競輪事業臨時従事員の給与等に関する条例（令和元年小松島市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中「5, 130」を「5, 376」に, 「5, 166」を「5, 412」に, 「5, 202」を「5, 448」に, 「5, 238」を「5, 484」に, 「5, 274」を「5, 520」に, 「5, 310」を「5, 556」に, 「5, 346」を「5, 592」に, 「5, 382」を「5, 628」に, 「5, 418」を「5, 664」に, 「5, 454」を「5, 700」に, 「5, 490」を「5, 736」に, 「5, 526」を「5, 772」に, 「5, 562」を「5, 808」に, 「5, 598」を「5, 844」に改める。

附 則

この条例は, 令和5年10月1日から施行する。